（注二）ロ表の金額等は、住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得である場合の金額等であり、住宅の取得等が認定住宅等である既存住宅の取得（買取再販認定住宅等の取得を除く。）である場合における借入限度額は一律三、〇〇〇万円と、控除期間は一律一〇年とする。

(2) 適用対象者の所得要件を二、〇〇〇万円以下（改正前三、〇〇〇万円以下）に引き下げる。

(3) 個人が取得等をした住宅の用に供する家屋のうち小規模なものとして一定のものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える年については、適用しない。

(4) 個人が令和六年一月一日以後にその居住の用に供する家屋のうち、エネルギー消費性能向上住宅に該当するもの以外のものとして一定のものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。

(5) 適用対象となる既存住宅の要件について、経過年数基準に適合するものであることを廃止し、耐震基準に適合するものであることに一本化する。

(6) 二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

㈢ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の二の三及び附則第三四条関係）

(1) 令和五年一月一日以後に居住の用に供する家屋について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けようとする個人は、住宅借入金等に係る一定の債権者に対して、当該個人の氏名及び住所、個人番号その他の一定の事項（以下「申請事項」という。）を記載した申請書（以下「適用申請書」という。）の提出（当該適用申請書の提出に代えて行う電磁的方法による当該適用申請書に記載すべき事項の提供を含む。）をしなければならない。

(2) 適用申請書の提出を受けた債権者は、その適用申請書の提出を受けた日の属する年以後一〇年内の各年の一〇月三一日（その適用申請書の提出を受けた日の属する年にあっては、その翌年一月三一日）までに、申請事項及び当該適用申請書の提出をした個人のその年の一二月三一日（その者が死亡した日の属する年にあっては、同日）における住宅借入金等の金額等を記載した調書を作成し、当該債権者の本店等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該債権者は、当該適用申請書につき帳簿を備え、当該適用申請書の提出をした個人の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならない。

㈣ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を令和五年一二月三一日まで二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の五関係）

㈤ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を令和五年一二月三一日まで二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の五の二関係）

㈥ 児童扶養手当の支給を受ける者等に対して都道府県等が行う金銭の貸付けに係る債務の免除を受けた場合の当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さないこととした。（租税特別措置法第四一条の八関係）

㈦ 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九関係）

(1) 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を二年延長する。

(2) 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を二年延長する。

㈧ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限を令和五年一二月三一日まで二年延長するとともに、令和四年及び令和五年に住宅耐震改修をした場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとすることとした。（租税特別措置法第四一条の一九の二関係）

工事完了年	控除対象限度額	控除率
令和四年・令和五年	二五〇万円	一〇％

㈨ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限を令和五年一二月三一日まで二年延長するとともに、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九の三関係）

(1) 特定の改修工事をして令和四年及び令和五年に居住の用に供した場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	対象工事	控除対象限度額	控除率
令和四年・令和五年	高齢者等居住改修工事等	二〇〇万円	一〇％
	一般断熱改修工事等	二五〇万円（三五〇万円）	
	多世帯同居改修工事等	二五〇万円	
	対象住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等	二五〇万円（三五〇万円）	
	対象住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等	五〇〇万円（六〇〇万円）	

（注）カッコ内の金額は、一般断熱改修工事等と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額である。

(2) 個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について㈧の住宅耐震改修又は(1)の対象工事をして、当該家屋を令和四年一月一日から令和五年一二月三一日までの間にその者の居住の用に供した場合（その工事の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、一定の要件の下で、当該個人の居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から次に掲げる金額の合計額（当該住宅耐震改修又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額（以下「標準的費用合計額」という。）と一、〇〇〇万円から当該標準的費用合計額（当該標準的費用合計額が控除対象限度額を超える場合には、当該控除対象限度額）を控除した金額のいずれか低い金額を限度）の五％に相当する金額を控除する。

イ 当該住宅耐震改修又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額（控除対象限度額を超える部分に限る。）の合計額

ロ 当該住宅耐震改修又は対象工事と併せて行うその他の一定の工事に要した費用の額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額

（注）(2)の「標準的な工事費用相当額」とは、住宅耐震改修又は対象工事の種類等ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該住宅耐震改修又は対象工事を行った床面積等を乗じて計算した金額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）をいう。